

## 令和 2 年 7 月度墜落災害防止強調月間における重点指導の実施結果

- 1 実施期間 令和 2 年 7 月 1 日から令和 2 年 7 月 31 日まで
- 2 監督指導等の結果
  - (1) 対象 三重県内の 274 事業場（うち建設業は 194 事業場）
  - (2) 指導状況
    - ア 文書指導を実施したもの  
205 事業場（75%）（うち建設業は 156 事業場（80%））
    - イ 法違反事業場数  
132 事業場（48%）（うち建設業は 107 事業場（55%））
    - ウ 墜落転落災害防止に係る指導を実施したもの  
133 事業場（49%）（うち建設業は 103 事業場（53%））
      - (ア) 足場、屋根等からの墜落転落災害防止に係る指導を実施したもの  
89 事業場（33%）（うち建設業は 83 事業場（43%））
      - (イ) はしご、脚立及び階段からの墜落転落災害防止に係る指導を実施したもの  
101 事業場（37%）（うち建設業は 73 事業場（38%））
      - (ウ) 荷役作業時における墜落転落災害防止に係る指導を実施したもの  
29 事業場（11%）（うち建設業は 21 事業場（11%））
  - (3) 主な違反内容
    - ア 高さが 2 メートル以上の足場に手すり等を設置していない。
    - イ 高さが 2 メートル以上の作業床の端、開口部等に手すり等を設置していない。
    - ウ 作業場に通ずる場所等に安全な通路を設置していない。
  - (4) 主な指導内容
    - ア 脚立の天板の上に乗って作業をしないこと。
    - イ はしご、脚立の昇降時に手に荷物を持たずに昇降すること。
    - ウ 脚立を使用中、足元の確認を徹底させ、踏み外しを防止すること。
    - エ 作業を行う前に作業場所の周辺の床、地面などの凹凸などの確認、整理整頓を行うこと。
    - オ トラックの荷台や荷の上での作業及び移動はできるだけ避け、地上での作業や移動することを検討すること。
  - (5) 好事例
    - ア 足場の入口に扉を設け、使用時以外は立入禁止措置を講じていたもの。
    - イ 「安全带トレーニングゲート」と呼ばれる単管で組まれたゲートを事務所前に設置し、朝礼時に墜落制止用器具のフックを単管に掛けて作動状況を確認していたもの。
    - ウ 足場の採光のため、足場の一部に半透明の防音パネルを設置していたもの。
- 3 集団指導の結果  
集団指導においてリーフレットにより墜落転落災害防止に係る周知を実施したもの  
15 回（207 事業場）

#### 4 窓口指導の結果

各労働基準監督署の窓口における労働者死傷病報告及び労働安全衛生法第 88 条に基づく計画届受理時に、リーフレットにより墜落転落災害防止に係る周知を実施したもの

179 事業場

#### 5 発注機関等に対する取組結果

建設工事関係者連絡会議において墜落転落災害防止に係る取組を依頼したもの

発注機関 86 機関                      関係団体 24 団体

#### 6 令和 2 年 7 月における墜落転落災害発生状況（令和 2 年 10 月末速報値）

死亡者数は 0 人であった。（前年同月 0 人）

休業 4 日以上の死傷者数は 26 人となっている。（前年同月 27 人）

業種別では、道路貨物運送業 8 人、建設業 7 人、社会福祉施設 3 人の順となっている。

墜落転落災害の発生場所は、トラックの荷台が 6 人、足場及び屋根が 3 人、脚立が 3 人、階段が 3 人の順となっている。

#### 7 課題

足場及び作業床の端等に手すりが設置されていない等、基本的な墜落防止措置が講じられていない実態が認められ、足場、屋根、脚立、階段及びトラックの荷台からの墜落転落災害が多発していることから、引き続き、墜落転落災害の撲滅に向けた取組を継続する必要がある。